

医療系産業廃棄物中間処理業務仕様書

1. 業務の名称 医療系産業廃棄物中間処理業務
2. 業務の概要 当該業務は、地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター（以下、「甲」という。）が医療行為を行う際に生じる医療系産業廃棄物および感染性医療廃棄物の中間処理を行う業務である。
また甲の施設内から中間処理施設までの収集・運搬については、甲が契約する医療系産業廃棄物収集運搬業者（以下、「丙」という。）が行うこととする。
3. 履行場所 受託者（中間処理業者、以下「乙」という。）の中間処理施設
4. 業務期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
5. 廃棄物の種類と中間処理の方法
 - ① 感染性医療廃棄物（血液が付着したもの）
鋭利なもの、固形状のもの、液状又は泥状のものを梱包した密閉ができるポリ容器もしくは蓋のできる段ボール容器。（甲の指定した梱包容器（以下、「別記商品」という。））
 - ② 医療系産業廃棄物（血液が付着していないもの）
廃プラスチック類（点滴ボトル・パック、注射筒、チューブ類等）を巾着状に封をしたビニール袋。（別記商品に掲げる通りとする。）
 - ③ 中間処理の方法
焼却または溶解すること
6. 履行条件
 - ① 乙は、関係法令ならびに甲および中間処理施設、最終処分地の所在地の都道府県、市町村の廃棄物処理・環境保全等の関係条例その他を遵守し、業務を履行すること。
 - ② 乙は、平時において迅速に廃棄物を処理すること。また、地震、航空機・列車事故等の大規模災害時及び新型の感染症が発生した場合（以下、「有事」という。）においても、可能な限り迅速な処理を行うこと。
 - ③ 乙は、有事に備え24時間随時の受入および処理が可能な体制を整えておくこと。
 - ④ 乙は、甲が法令に定める第一種感染症指定医療機関（第一種感染症まで対応でき

る医療機関)であることを踏まえ、感染性医療廃棄物を取り扱う際には細心の注意を払い、これを処理すること。

- ⑤ 乙は、電子マニフェストに対応できる体制を整えておくこと。
- ⑥ 乙は、本仕様に基づき、信義に従い誠実に業務を履行すること。

7. 業務内容

- ① 乙は、甲が契約する丙が搬入する廃棄物を、マニフェストと照合し、搬送時間の遅延の有無(著しい遅延の場合はその理由を確認のこと。)梱包容器の保管や積み替えの有無、荷姿や梱包状態、数量を確認の上、速やかに前記5③の方法で処理すること。
- ② 乙の中間処理施設は焼却または溶融が完全に行えるものであり、当該施設から排出される排ガスにより、生活環境の保全上支障がないものであること。
- ③ 乙は、作業中の感染等の危険を避けるため、梱包容器を梱包された状態のまま開封せず処理すること。
- ④ 乙は、当該業務に従事する職員が、取り扱う廃棄物により感染症等に罹患しないようにするため、安全に作業が行える環境を整備するとともに、職員の健康管理に十分留意すること。
- ⑤ 乙の中間処理施設および作業方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「処理法」という)上の基準に適合していること。
- ⑥ 乙は、廃棄物の中間処理完了後、3日以内(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。)に情報処理センターに中間処理の終了報告を行うこと。

8. 業務計画工程書の提出

乙は、業務履行にあたり事前に処理能力、工程、要領、作業内容、緊急時の連絡先等を記入した業務計画工程書を甲に提出し、承認を受けること。

9. 立入検査

乙は、甲からの立入検査について、信義に従い誠実に検査を受けること。